

グループワークシートまとめ

※注釈は包括社会福祉士部会

グループ内で自由に情報交換しましょう

成年後見制度、日常生活自立支援事業が必要なケースに関わって、あるいは関わったと仮定して、困っていること・疑問に感じたこと・心配に思うこと、しっかりと支援できしたこと、など

障害 判断能力が弱い

後見人をつけないと金銭管理ができない

ぎゅくたい→母が、子どもの年金を使いこむ

分離、市長申立

認知症→独居 管理できない。→後見人までない

日常へ 待ちが長い 2ヶ月ほど待ち

後見の申し立てのタイミング

必要だと思ったら、事務所で会議→必要なら早めにすすめる スピード感

本人の意こうが大切なので、つながらない時もある

障害支援 お金の管理ができない人が多い 日常生活自立支援事業を使うことがあった
本人の大切にするものが違う→ごはんは少なくしてお金を使いたい など
よくなったり、悪くなったりするので、タイミングが難しい
一度使って止める時、裁判所に申請すればいいが、やめるタイミングが難しい※①
↓
成年後見制度 改正される 必要な時に申し立てするようになる（数年後）※②

後見人をつける時 家族関係 本人の価値観 趣味も 全く調べていない
認知症と言われたが 実は知的障害だった

成年後見制度 本人が望んでない 本人がどうしたいのか、分かり辛い。
関わる人たちの意見が統一ならず申請にいたらなかった
申し立てまでに手間がかかる 反対する人がでてくる

- ・今 自宅の売却 どういう動きをしたらいいのか？
- ・成年後見 途中から本人がお金かかるからやらないと言い出し、独居で、入院することになり、誰に身元保証たのめば…。サポート優さんへ頼んだことある
- ・本人が入所した後に、家族が日常つかいたいけど、3ヶ月待ち

契約いくまでに、時間かかる、それまでどうしたらいいのか困る

- ・身元ない人でもそうだけど、身元ある人でも大変な人もいる

判断能力が微妙な人も大変

(～2年後に制度がかわるみたい 1回つくと後見人かわれない) ※③

- ・本人をどう説得するのか

その前に入院になつたら?動ける人がいない時、HP どうされるか

- ・1人娘、父の介護、おばの介護、2人をみてた

身元保証 にたのんだことある

- ・夫なくし、子もなく、本人、胸苦しく、救急で行くも、身元引受人がないからと帰ってきちゃった
今回はうけて下さったので、姪が、なんとか治療できたが…

今後はそういう支援につなげてかないといけない

- ・きずなの会利用 金銭と身元保証として使った

後見人

2人ぐらし 夫入院後死亡 子も障害あり

やってほしい事手届かない

包括の人と一緒に話をして

任意

NPO 使いやすい

- ・知的障害 + 介護

本人が依頼しないとつなげれない→(本人) おこられるからやめる…

(こちら) お金なくなる前に何とかつなげたい

本人と話すタイミングに就労支援の方と協力し安心感を与えて話をした

- ・身元ない人 死 →アパート大家さん

↓

HP はケアマネに TEL

- ・ケースとして権利擁護を携わることはなかったが、知的障がいのある方で、福祉用具とヘルパーを利用、お姉様が名古屋のため、契約を郵送、その際に身元引受人の記載がなかった。関係があまりよくない?必要なことを行うような

- ・センターと本人などの仲介役で行動することが多いため、みなさまの負担を軽減できるように相談し合える環境作り

- ・8月くらいまでいっぱい、待って下さいと言われた。施設入所だが持ち家と土地代の管理を日常生活自立支援事業様に頼みたかった。いつも2~3か月まつけど、今必要なのに。

- ・人材増やすとか、対応してくれる人を増やしてほしいな。本人の納得するまでの時間もあるけど、払うお金も利用者と周りは待ってくれないもんね。

- ・難病申請と自分がやった。いにん状や資格者証などの申請から関わる すべてケアマネが対応したのに身よりがないため亡くなった後に頑張ったのになんかやるせない。

- ・申し立てもフル活用しておこなった覚えがある。行動、支援をしたからこそ、ここまで支援が必要

だったのかと考える機会だった。

日常生活自立支援…死後、金銭の管理ができない

死後、いろいろな請求が来るようになった（入居していた施設に）

しかし、対処の仕様がない

成年後見支援センターに、生前につながっていればよかった

生前につなげるよう、調整を進めておくべき※④

生活支援課 でもどうにもならないケースもある

身元引受サービス

身寄りがなく、施設入所時に後見人につなごうとした。→市役所の保護課と相談することになった。

身元保証人は、ケアマネがなにかあったときの相談先と位置付けた。

障がいは長くサービスをつかうからむずかしいところがある

知的障がいの家族がいる際の後見制度の利用がむずかしい

本人だけでなく、家族のケアを視野にいれないといけない

金銭的な問題もある

支援をいれるスピードも必要なので、タイミングがきびしい

どこまで入っていけばいいのかも葛藤がある

・ほとんどの人が経験がなかった。

・流れの理解ができ 勉強になった。

（日常生活支援→成年後見人）

・後見人がついても通帳を預れない

→後見人が盗んだという人がいる どのようにフォローしたらいいか

・すんなり受け入れられない人もいた

困った時の相談窓口を知れた

・本人がしっかりとしているとサービスにつながらない チームで動く大切さ

金せん管理のみであれば受け入れしやすい

・本人、ケアマネ、行政との思いをまとめ

・日常利用中 昔から管理が苦手（金せん、部屋）

→利用した事で貯金ができ自信がついた→前向きになり、いろいろな欲求が
でてくるようになった。

・司法書士を利用している方がいる お金を管理している

今後関わりが始まると思う

今回の事例を通して多職種連携していいんだと思い、安心出来た

- ・事例を通して今回リアルに理解できた
 - ・サービス提供に関してお金の把握は大事だと思った
 - ・提案で話をしても自分でお金を管理したいという方が多い
 - ・身元保証として成年後見制度までは拒否される方に、サポート優 等、他事業所もあり、情報共有も大切
 - ・本人が拒否する方も多い（成年後見、日常）
 - ・最初は家族が身元保証人だったが、先にその方が亡くなり、急に身元保証人が必要になったケースがあった
 - ・亡くなる前に本人への了承が必要（了承ない場合はお金があっても）※⑤
 - ・亡くなつてから金銭管理が必要になった場合は、生活支援課（市）※⑥
-
- ・ケアマネとして在宅できりぎりまで生活をさせてあげたい→施設と在宅で収支検討
 - ・後見 市長申し立て 決定までに時間がかかる それまでの間の支援をどうするか?
→不利益を生じるところがある→後見につながる
 - ・支援者と本人の思い 一致していたのか？
- 質問 判断のタイミング?→ケアマネだけでは対応できないことがでてきた 専門職の意見が必要
→郵便物の管理 できていない
本人が在宅希望→専門職として本当に在宅が幸せか?考える必要
- ・1人だけの意見→他者の意見を聞ける
 - ・同じ方向性をみて支援できるチーム

※①②③

成年後見制度の見直しについては国においてもまだ検討中です。法務省や厚生労働省からの情報等を随時ご確認ください。

※④⑤⑥

死後事務については「死後事務委任契約」等が考えられます。

成年後見人等にとっても、本人が死亡した時点で法定代理権は消滅します。死後には義務として行う必要のある業務を行い、民法の範囲で対応できることを行います。

※⑤生前に本人の“了承”があっても、死後に相続人以外が金銭管理等を行うことは難しいと思われます。

※⑥本人が亡くなられた後に金銭管理について生活支援課に相談しても対応できることはないと思われますが、「葬祭扶助」の相談をすることはできる、ということだと思います。ただしその場合の対象者は亡くなられた本人ではなく扶養義務者等です。

いずれにしても、できる限り本人の生前に検討・準備し、対応しておくことが必要だと思います。